

消費者 なんでも ホットライン

高額案件のアルバイトには、事前に身分証明書の提示が必要だ。どうしよう。

副業・アルバイトサイト
マルチ取引
点検商法など

先輩に勧められた情報
商材。

誰でも簡単に儲かるはず
が儲からず、友達も誘えない。

無料点検のはずが、
高額なリフォーム工事の契約
を結んでしまった。

トイレ詰まりで呼んだ業者から、
広告とかけ離れた高額な代金を
請求された。

注文していない品物が
代引きで届いた。

日時

令和7年1月18日（土）

10時～16時

電話番号

043-222-7016

（当日限りの電話番号です。相談料は無料ですが、通話料はご負担ください。）

契約トラブルに関する相談をお寄せください。
弁護士、消費生活相談員が相談にのります。
ひとりで悩まず、相談してください。
情報提供もお待ちしています。

主催：千葉県弁護士会

特定非営利活動法人消費者市民サポートちば（適格消費者団体）